

# 【別紙 1 6】 薬品購入仕様書

## 次亜塩素酸ナトリウム仕様書

- 1 購入品の納入その他については、すべてこの仕様書による。
- 2 納入する次亜塩素酸ナトリウムは、有効塩素濃度 12%，塩化ナトリウム濃度 1%以下で、比重／温度 1.13／20℃以下であり、以下の規格に適合していること。  
日本水道協会規格 JWWA K120-2008-2【1級以上】及び厚生省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16項の基準に適合していること。
- 3 納入場所は、下記のとおりとする。  
松田新田浄水場（宇都宮市今里町1188番地2） 14.0 m<sup>3</sup>貯留タンク 2基
- 4 納入時期・場所・数量等は、その都度受託者が指示をするものとする。
- 5 納入方法は、タンクローリーによる納入とする。
- 6 運賃等は、すべて受託者の負担とすること。
- 7 納入にあたって、本仕様での適合を示す成分分析表を提出し、局の承認を得ること、不合格があった場合は速やかに代品を納入すること。

# ポリ塩化アルミニウム仕様書

- 1 購入品の納入その他については、すべてこの仕様書による。
- 2 納入するポリ塩化アルミニウムは、以下の規格に適合している事。  
日本水道協会規格 JWWA K 154-2016 及び厚生省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16項の基準に適合している、塩基度が67%～75%の超高塩基度品及び、57%～65%の高塩基度品である事。なお超高塩基度品と高塩基度品は、同じ製造会社のものである事。
- 3 納入場所は、下記のとおりとする。  
松田新田浄水場（宇都宮市今里町1188番地2） 20 m<sup>3</sup>貯留タンク 2基
- 4 納入時期・場所・数量等は、その都度受託者が指示をするものとする。
- 5 納入方法は、タンクローリーによる納入とする。
- 6 運賃等は、すべて受託者の負担とすること。
- 7 納入にあたって、本仕様での適合を示す成分分析表を提出し、局の承認を得ること、不合格があった場合は速やかに代品を納入すること。

# 液体苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）仕様書

- 1 購買品の納入その他については、すべてこの仕様書による。
- 2 納入する液体苛性ソーダは濃度48%の液状品とし、以下の規格に適合している事。  
日本水道協会規格JWWA K 122-2005及び厚生省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16項の基準に適合している事。
- 3 納入する品は、上記基準への適合を示す成分分析表を提出し、本市上下水道局の承認を得る事。なお、不合格があった場合は速やかに代品を納入するものとする。
- 4 納入する品は、毒物及び劇物取締法施行令第40条の9第1項の規定に基づき、納入前に性状及び取扱いに関する情報を提供する事。
- 5 運賃等は、すべて受託者の負担とする事。
- 6 納入場所は、下記のとおりとし、本市上下水道局の指示に従い納入とする。  
松田新田浄水場      30 m<sup>3</sup>      貯留タンク      2槽
- 7 納入期限・場所・数量等は、その都度受託者が指示をするものとする。

# 水道用粉末活性炭仕様書

- 1 購入品の納入その他については、すべてこの仕様書による。
- 2 納入する水道用粉末活性炭は、以下の規格に適合している事。  
日本水道協会規格 JWWA K113:2005-2 及び「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16項の基準に適合している、ドライ炭（含水率5%以下）及び、ウェット炭（含水率50%以下）である事。
- 3 納入場所は、下記のとおりとする。  
松田新田浄水場（宇都宮市今里町1188番地2）  
高間木取水場（宇都宮市宮山田町1867番地2）
- 4 納入条件は、下記のとおりとする。
  - (1) ドライ炭の納品は200～350kgのフレコンバック詰めとし、かつフレコンバック底部に排出口がついているものとする。
  - (2) ドライ炭の納品の際は、1袋ごとにパレットに乗せて納品する。
  - (3) 使用済みのパレット及びフレコンバックは受託者が回収し、処分する。
  - (4) ウェット炭の納品は10kgの袋詰めとする。
  - (5) ウェット炭の納品の際は、パレットに乗せて納品する。
- 5 運賃等は、すべて受託者の負担とすること。
- 6 納入にあたって、本仕様での適合を示す成分分析表を提出し、局の承認を得ること、不合格があった場合は速やかに代品を納入すること。